

伊勢市農業委員会 第225回 総会議事録

日 時	令和6年9月17日(火) 13時51分～14時35分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>15名</p> <p>1番 中川 亜沙美 3番 橋本 博行 4番 山添 久憲</p> <p>5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文</p> <p>9番 松野 武史 10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘</p> <p>12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝</p> <p>16番 出口 勝信 17番 中西 正夫 19番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>4名</p> <p>2番 森 美江 8番 中西 重喜 15番 松岡 壯次</p> <p>18番 奥野 隆史</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕(局長)</p> <p>中野 雅之(係長)</p> <p>上野 結女(会計年度任用職員)</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美(再任用職員)</p>
会議録署名者	4番 山添 久憲 17番 中西 正夫
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 非農地証明願について</p> <p>議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地法第4条の規定による許可の取消について</p>

<p>議 長</p>	<p>4. 農地利用変更届出書について 5. その他</p> <p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、伊勢市農業委員会第225回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は15名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>局 長</p>	<p>ご異議なしということでございますので、</p> <p>4番の 山添 久憲さん 17番の 中西 正夫さん のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>以上6件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料及び地図、参考資料と正誤表並びに表紙の差替分を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は9件、田が2筆2,772㎡、畑が10筆8,595㎡の計12筆11,367</p>

m²でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは遺贈でございます。受人は、大世古4丁目の田1筆（現況・畑）を遺贈により譲り受けたいとの申請でございます。申請地は大世古4丁目地内 いせの杜保育園より東へ100mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。なお、本件につきましては、報告事項3で隣地を取消していますが、当初はこの農地を使用貸借にて5条許可を得て、一体利用して住宅を建築する計画でしたが中止になりました。取消は、譲渡人（貸人）もしくはその相続人が、登記上の所有者であることとの基準を充たす必要があるため、今回の許可後に改めて取消しせざるを得ない特殊な事例となります。

2 番、こちらは売買でございます。受人は、大湊町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は大湊町地内 志宝屋神社より北へ110mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

3 番、こちらは贈与でございます。受人は磯町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は磯町地内 市立御菌中学校より北へ150mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

4 番、こちらにも贈与でございます。受人は東大淀町の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内 国道23号東大淀町交差点より西へ140mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

5 番、こちらは売買でございます。受人は、上地町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は上地町地内 中久保湯田野

公民館より東へ430mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ（1－3）をご覧ください。

6番、こちらは売買でございます。受人は上地町の畑2筆（うち現況・田が1筆）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は上地町地内 関蟬麻呂神社より南西へ260mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地【5113】と遊休農地【5114】と判断されました。稼働人員は24名でございます。

なお、受人が法人でございますので農地所有適格法人の要件を満たさないと農地の所有をすることはできません。そのため、株式会社ポモナファームが、農地所有適格法人の4つの要件を満たしているか事務局で確認したところ、農地法第2条第3項に定義されている農地所有適格法人の要件を全て満たしていました。よって、本申請にて農地所有適格法人と認め、農地を売買にて取得することを認めたいと考えます。

7番、こちらでも売買でございます。受人は、中村町の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は中村町地内 近鉄五十鈴川駅より南へ10mに位置する農業振興地外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

次ページ（1－4）をご覧ください。

8番、こちらでも売買でございます。受人は、二見町三津の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は二見町三津地内 三津コミュニティセンターより西へ170mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

9番、こちらでも売買でございます。受人は小俣町明野の畑3筆（現況・農業用ハウス用地）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 明野南部公園より西へ60mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は4名でございます。なお、受人が法人でございますので農地所有適格法人の要件を満たさないと農地の所有を

することはできません。有限会社トラストファーム小俣は、既に農地所有適格法人の要件を満たしている法人ですが、改めて事務局で確認したところ、農地法第2条第3項に定義されている農地所有適格法人の要件を全て満たしていません。よって、本申請にて、農地取得を認めたいと考えます。

なお、1、2、5、7、8番については、農地の新規取得で新規耕作者であるため、営農計画書が提出されています。1番は、土入れ・施肥等を行い、にんにくを栽培、2番は、大根や玉葱等の野菜類を栽培、5番は栗を栽培、8番は、草刈り・耕起等を行い、みかんとミニトマトを栽培することを確認しました。7番は、雑木が少ない北側3分の2をまず開墾整地し土壌改良をし、残地の雑木を伐採し土壌改良を約1年かけて行い、ナスと大根を栽培することを確認しました。これら営農計画の全てを事務局としては、適正であると判断しました。なお、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。

議案第1号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

<p>係 長</p>	<p>2 ページをお願いします。</p> <p>議案第 2 号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は 3 件、内訳といたしまして、田が 3 筆 656.58 m²、畑が 1 筆 571 m²の計 4 筆 1,227.58 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ（2-1）をご覧ください。</p> <p>1 番と 2 番につきましては、申請人と承継人が同じであるため、併せて説明します。これらは令和 6 年 1 月 16 日付で農地法第 5 条にてそれぞれ許可した、売買による所有権移転後の貸駐車場と貸資材置場でございます。申し出によりますと、当初賃借人である承継人が隣接する民泊施設の駐車場及び資材置場として整備し、借用していく計画でしたが、賃借人が所有権を取得し直接事業を行うことで、管理等の利便性が向上するため、事業計画変更を申請したものでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。継承人は、隣地で民泊施設を営んでおり、宿泊者用の駐車場が現に不足しており、事業を継続するためにも資材置場の必要性が認められることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。</p> <p>3 番、こちらは令和 6 年 3 月 15 日付で農地法第 5 条にて許可した、売買による建売住宅でございます。申し出によりますと、当初の計画どおりの建売住宅建築のために造成工事を進めていりましたが、承継人から要望に沿った住宅を建築することで土地の有効利用を図りたいとの申し入れがあったため、事業計画変更を申請したものでございます。なお、転用申請が【5 条-9 番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第2号 事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑のみ1筆の484㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、申請者は檜原町の畑1筆を、住宅2階建て1棟 建築面積98.95㎡とカーポート 建築面積27.10㎡としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 市立豊浜東小学校より北東へ170mに位置する第2種農地でございます。本申請地につきましては、令和6年7月に家を建てるための土砂を搬入し、ブロックを積んでしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は26%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない

ようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

4ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は9件、内訳といたしまして、田が3筆 366.58㎡、畑が10筆 5,638.94㎡の 計13筆 6,005.52㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は、大湊町の畑3筆を譲り受けて、進入路としたいとの申請でございます。申請地は大湊町地内 志宝屋神社より北へ110mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、昭和48年4月28日に道として5条許可済の農地です。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は、東豊浜町の畑1筆を譲り受けて、所有権が移転した後に息子に貸し、借人が住宅への進入路としたいとの申請でございます。申請地は東豊浜町地内 東豊浜町津波避難施設より南西へ170mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで南側既設道路側溝及び北側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

次ページ(4-2)をご覧ください。

3番、こちらは使用貸借でございます。父親名義の東豊浜町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅平屋建て1棟 建築面積95.23㎡としたいと

の申請にございます。申請地は東豊浜町地内 東豊浜町津波避難施設より西へ170mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は24%、排水は合併浄化槽を経て北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

4番、こちらは売買でございます。受人は村松町の畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積122.76㎡としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町4交差点より北西へ140mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は23%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

次ページ（4-3）をご覧ください。

5番、こちらでも売買でございます。受人は上地町の畑1筆を譲り受けて、自身が営む不動産事業の来客が多く自宅では対応できないため、ゲストハウス 2階建て1棟 建築面積36.22㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町本町地内 掛橋公園より南へ120mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽を経て西側既設道路側溝へ放流し、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

6番、こちらは使用貸借でございます。配偶者名義の上地町の畑1筆を借り受けて、借人が長屋住宅1棟 建築面積155.19㎡としたいとの申請にございます。申請地は上地町地内 豆塚組公民館より北東へ190mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は合併浄化槽を経て北東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

次ページ（4-4）をご覧ください。

7番、こちらは賃貸借による一時転用でございます。借人である円座町で土木建築業等を営む株式会社森組 代表取締役 森 庄平さんが、三重県が発注した令和6年度 高度水利機能基盤 第5112一分0004号 宮川左岸地区 高度水利機能確保基盤整備事業 十軒屋線用水路工事を受注した関係で、上地町の畑2筆を令和7年3月31日まで賃貸借により借り上げて工事用の資材置場、仮設事務所等としたいとの申請にござい

ます。申請地は上地町地内 六軒屋組公民館より南西へ450mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。農用地区域内農地ですと、転用は原則不可ではございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためにおこなうもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は、雨水のみで西側既設排水路へ放流し、被害防除は離隔と板当土留をすることで問題はないとのことでございます。なお、一時転用終了後の復旧計画は、30cm程度行なった盛土を全て撤去し、締め固めた表土を耕起して、現況に復旧します。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この9月11日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。

8番、こちらは贈与でございます。受人は二見町松下の田1筆を譲り受けて、庭・駐車場等にする宅地の拡張としたいとの申請でございます。申請地は二見町松下地内 民話の駅蘇民より南へ50mに位置する第3種農地でございます。本申請地につきましては、平成12年頃に造成し、すでに利用していたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

次ページ（4-5）をご覧ください。

9番、こちらは売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更にもなっており、改めて申請された案件で、受入である事業計画変更の承継人が、二見町山田原の田2筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積78.91㎡と道路としたいとの申請でございます。申請地は二見町山田原地内 山田原児童公園より南西へ230mに位置する第2種農地でございます。本申請につきましては、5条許可済の農地です。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は40%、排水は合併浄化槽を経て北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所

<p>議 長</p>	<p>有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>係 長</p>	<p>5ページをお願いします。</p> <p>議案第5号 非農地証明願についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田が1筆181㎡、畑が1筆224㎡の計2筆405㎡でございます。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ(5-1)をご覧ください。</p> <p>1番、楠部町の田1筆で現況は山林でございます。こちらは平成14年以前から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院認証の航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>2番、御菌町王中島の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和39年に住宅を建築し現在に至るとのことで、令和6年度固定資産税納税通知書の写を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっ</p>

<p>議 長</p> <p>日 置 (農林水産課)</p>	<p>ております。</p> <p>議案第5号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第5号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は16件で、田が20筆の28,250㎡、畑が11筆の13,863.18㎡、計31筆の42,113.18㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。</p> <p>内訳といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇1年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の425㎡。 ◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が6件で、田のみ9筆の10,655㎡。 ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が3件で、 田が8筆の16,158㎡、畑が1筆の965.18㎡、計9筆の17,123.18㎡。 ◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が2件で、 田が1筆の506㎡、畑が1筆の3,740㎡、計2筆の4,246㎡。
-----------------------------------	---

	<p>◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が2件で、 田が1筆の506㎡、畑が1筆の3,740㎡、計2筆の4,246㎡。</p> <p>◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、畑のみ4筆の2,709㎡。</p> <p>◇10年間の利用権（使用貸借権）の移転が1件で、畑のみ4筆の2,709㎡。</p> <p>以上件数は16件で、田が20筆の28,250㎡、畑が11筆の13,863.18㎡、計31筆の42,113.18㎡でございます。転貸抜きの件数は13件で、田19筆の27,744㎡、畑が6筆の7,414.18㎡、計25筆の35,158.18㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>出口委員</p>	<p>10番につきまして、残りの30㎡は何か別の目的に使うのですか。</p>
<p>日置</p>	<p>通路として使われる部分になっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>（異議なしの声、多数あり）</p>
	<p>異議なしとのことでございますので、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p>

	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……1件（説明内容記録省略）</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について ……4件（説明内容記録省略）</p> <p>3. 農地法第4条の規定による許可の取消について ……1件（説明内容記録省略）</p> <p>4. 農地利用変更届出書について ……1件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
係 長	<p>それでは事務局から2点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月26日（木） 松岡 壯司 委員、 濱口 節生 委員 ・ 9月27日（金） 森 義孝 委員、 大西 正義 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目は、研修会開催の案内があり、出席のお願いでございます。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第225回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____